

# 【第1章】

## 教育計画の策定について

# 第1章 教育計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

北海道教育委員会では、これまで、中長期的な展望に立って教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、1976(昭和51)年から数次にわたって長期的な教育計画を策定してきました。

2006(平成18)年10月には本道が目指す教育の基本的な理念や目標などを明確にするため、「北海道教育ビジョン」を策定するとともに、その実現に向けて、2008(平成20)年3月に第四次北海道教育長期総合計画である「北海道教育推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

このたび策定した計画は、その理念を継承しつつ、本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて、2018(平成30)年度以降の北海道が目指す教育の全体像をお示しするものです。

## 2 計画の性格

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定する教育分野の特定分野別計画\*であり、知事が定める道の教育、学術及び文化の振興に関する「北海道総合教育大綱\*」を踏まえて策定したものです。

## 3 計画の期間

2018(平成30)年度から2022(平成34)年度までの5年間とします。

## 4 計画の構成

次章以降において、本道教育の現状・課題等を示した上で、本道が目指す教育の基本理念を明らかにするとともに、教育施策の方向性や、具体的な取組などを示します。

### ■ 第2章 北海道における教育の現状と課題

本道の教育を取り巻く社会情勢の変化や、現状と課題について整理しています。

### ■ 第3章 北海道が目指す教育の基本理念と目標

本道における教育の基本理念や、今後展開する教育施策の目指すべき目標を示します。

### ■ 第4章 施策項目と重点

基本理念を実現していくための教育施策を体系化し、それぞれの施策について、その方向性や目標指標、主な取組を示すとともに、喫緊に対応しなければならない重点的取組を示します。

### ■ 第5章 計画の推進

計画を着実に推進するため、広く道民の意見や要望を把握する取組や、点検・評価に基づく推進管理、国や市町村などの関係機関との連携等の取組を示します。

※ この計画は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。

2015年9月、国際連合が、教育を含む相互に連携した17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成する持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)を採択し、2030年までの国際社会全体の開発目標として掲げている。加盟各国はすべての目標に対し、国内実施と国際協力が求められており、日本においては、NPOやNGO、民間企業、地方公共団体も含めた多様な関係者が連携して取組を推進することとしている。